

浜長保険センター安全だより

令和3年8月30日
 浜長保険センター 第57号
 電話 079-246-2561
 FAX 079-246-2571



連日の猛暑と五輪の熱戦も相まって、今年は例年にも増して暑い夏となりました。残暑を乗り越え実り多き秋を迎えられますことをお祈り申し上げます。

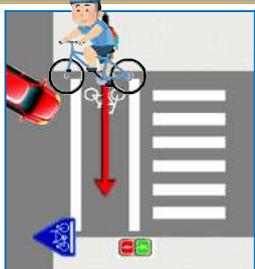


横断歩道・自転車横断帯を横断する歩行者や自転車は、強い優先通行が認められています。以前も横断歩行者等に関する交通ルールを取り上げ説明していますが、先日、自転車横断帯を横断中の自転車と普通乗用車が接触した人身事故がありました。

再度、横断歩行者等に対するドライバーの義務について解説します。



横断しようとする状態



横断しようとする状態



横断中



自転車横断帯、横断歩道を横断

横断中だけでなく、これから横断しようとする場合も停止義務があります

1 横断歩道等における歩行者等の優先 (道路交通法第38条)

横断歩道又は自転車横断帯を通行する歩行者又は自転車を保護する規定で、次の2つの義務があります。

(1) 横断歩道等に接近する車両等の義務

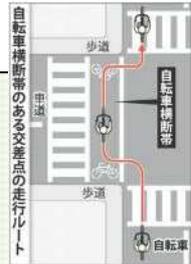
「進路の前方を横断しようとする歩行者等がないことが明らかな場合を除いて、横断歩道等の直前又は停止線の直前で停止することができるような速度で進行しなければならない」義務があります。

(注) 歩行者等がないことが明らかな場合とは、横断歩道の手前に駐車車両や右前方に大型自動車がいって横断歩道等の歩行者や自転車の存在がはっきり分からないことを言います。この場合は、停止線等の直前で停止できるような速度で接近しなければなりません。

(2) 一時停止、通行を妨げない義務

道路の前方を横断し、又は横断しようとする歩行者等があるときは、その横断歩道等の直前で一時停止し、かつ、その通行を妨げないようにしなければなりません。

(注) 進路の前方を横断中とは、車両が横断歩道通過時に車両に向かってくる歩行者等との間隔が1メートル以内、横断しようとする歩行者等とは、車両に向かってくる歩行者等との間隔が5メートル以内の距離と解されています。



この標識は、通学時間帯となる午前7時30分から午前8時30分まで、歩行者道路として車両の通行を禁止するものです。

ただし、「自転車を除く」としており、自転車の通行は違反になりません。また、「土日曜・休日を除く」は、土日曜・休日は、通行しても違反になりません。「休日」とは、国民の祝日に関する法律により、祝日を意味しており、学校の夏休み、冬休みは該当しません。

